

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。） 373条7項及び702条の8第1項並びに国税徴収法131条の規定に基づく配当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、請求人の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に係る滞納都税（別紙1「滞納都税内訳書兼督促状発付日一覧」記載のとおり。以下「本件滞納都税」という。）を徴収するため、平成31年2月19日付けでした配当処分（内容は別紙2「配当計算書」記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分の取消しを求めている。

本件各不動産は、共有者がおり、その共有者によって競売にかけられ、平成30年月には、落札した会社が所有権を取得している。この点について、処分庁に書面を送っているほか再三にわたって説明しているが、処分庁はこれを無視して処分を進め、国家権力を使っ

て請求人の預金口座を調べ、それを差し押さえ、配当処分を行った。実際には所有していない者から徴税し、所有していても徴税しないなど極めて杜撰な不公平な徴税であり、これによって請求人は滞納者とされ、大きく尊厳を傷つけられた。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 6月20日	諮問
令和元年 7月22日	請求人から主張書面を收受
令和元年 7月25日	審議（第35回第1部会）
令和元年 8月19日	審議（第36回第1部会）
令和元年 9月20日	審議（第37回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 法371条1項及び702条の8第1項は、納税者が納期限までに固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合は、徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないと規定している。

また、法373条1項1号及び702条の8第1項は、固定資産税等に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算

して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、当該固定資産税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定している。

なお、上記各規定はいずれも訓示規定であり、納期限後20日を経過した督促状も有効であり、督促状を発した日から起算して10日を経過した差押処分も有効であると解される（徳島地方裁判所昭和30年12月27日判決同旨・行政事件裁判例集6巻12号2887頁）。

- (2) 法373条7項及び702条の8第1項は、固定資産税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によると規定している。

本件に関連する徴収法の規定は以下のとおりである（以下、徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とするほか、必要な読替えを行って表示する。）。

債権の差押えは、第三債務者に対して債権差押通知書を送達することにより行い（62条）、徴税吏員は債権を差し押さえたときは差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならないとしている（54条）。徴税吏員は差し押さえた債権の取立をすることができ（67条）、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭については徴収法第5章第4節の定めるところにより配当しなければならない（128条）、配当に当たっては配当計算書を作成し、その謄本を滞納者等に発送しなければならない（131条）。

2 本件処分について

- (1) 請求人は本件滞納都税の各納期限までに本件滞納都税を完納しなかったことから、処分庁は各督促状を発付したが、各督促状の発付日から10日を経過しても、本件滞納都税は完納されなかったこ

とが認められる。

(2) そのため、処分庁は、請求人の財産を調査した上、差押調書により本件差押処分を決定し、債権差押通知書を作成の上、本件支店に交付するとともに、請求人に対して差押調書（謄本）を送付したことが認められる。

(3) そして、処分庁は、本件差押債権について取立てを行い、配当計算書（謄本）を特定記録郵便で請求人宛てに送付した（本件処分）ことが認められる。

(4) 以上によれば、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則って適正に行われていることから、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 これに対し、請求人は前記（第 3）のとおり、本件各不動産は、平成 30 年 6 月 1 日付けの固定資産税等賦課処分の際には、既に請求人の所有ではなくなっていたにもかかわらず、処分庁は請求人の説明を無視して固定資産税等賦課処分を進め、請求人の預金口座を差し押え、配当を行ったのであるから、本件処分は違法・不当である旨を主張する。

確かに、滞納処分は、有効な賦課処分を前提とするから、賦課処分が無効な場合は、それに基づく滞納処分も無効である。しかし、賦課処分と滞納処分とは、その目的を異にするから、賦課処分の違法性は滞納処分には承継されず、賦課処分に存する瑕疵を理由として滞納処分の取消を求めることはできない、と解されている（金子宏「租税法（第 23 版）」908 頁 参照）。したがって、固定資産税等賦課処分に係る違法・不当についての請求人の上記主張は、本件処分を違法・不当とする理由として採用することはできない。

なお、当審査会で令和元年 7 月 22 日に収受した主張書面において、請求人は資産を保有していないにもかかわらず、固定資産税等が賦課される理由がなんら説明されていない旨を述べており、これは固

定資産税等賦課処分の無効を主張していると考えられる。当該賦課処分については、平成30年度分の固定資産税等に係る賦課期日現在の本件各不動産の登記名義人は請求人外1名であって、これに基づいて処分庁は請求人に対し固定資産税等賦課処分を行っている。これは法令の定めにも則ったものであり、なんら違法・不当な点はない。

さらに、付言すると、固定資産税等の賦課処分については、賦課期日である毎年1月1日現在登記簿上に所有者として登記されている者が、当該年度の固定資産の納税義務を負うと解されており（福岡地方裁判所昭和56年4月23日判決・行政事件裁判例集32巻4号616頁参照）、本件各不動産の平成30年1月1日現在の共有登記名義人の一人は請求人であり、また、共有不動産に係る固定資産税等については、全ての共有者が連帯納税義務を負い、その場合、民法432条の規定が準用される（法10条、10条の2第1項）から、請求人が平成30年度の本件各不動産に係る固定資産税等の納税義務を負うべきとされるものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1ないし別紙3（略）